

認定こども園運営の条件

1. 認定こども園の運営

- (1) 認定こども園における教育及び保育の内容は、平成21年1月14日文科科学省告示第26号に定める幼稚園教育要領及び平成11年10月29日児発第799号厚生労働省家庭局長通知「保育所保育指針について」に定める保育所保育指針（以下「保育指針」という。）に基づかなければならない。
- (2) 要項の「11. 法人の選考」により選定された法人（以下「法人」という。）が直接、当該認定こども園を運営し管理すること。
- (3) 法人は平成23年4月1日に支障なく開園できるよう、運転資金・人材をはじめ、必要な準備を行うこと。
- (4) 本市における認定こども園のモデル園として、様々な角度からの研究やノウハウを蓄積し、その成果等を本市に提供すること。
- (5) 法人が運営する認定こども園は幼保連携型とし、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及び大阪府認定こども園の認定の基準に関する条例（平成18年条例第88号）を順守した教育、保育を行うとともに、3歳以上については、「高石市教育基本方針」（平成21年度策定）に沿った教育を行うこと。
- (6) 保育所の児童については、高石市在住とする。
- (7) 幼稚園の児童については、高石市在住を中心に募集すること。

2. 新設認定こども園の概要

(1) 幼稚園

- ① 幼稚園教育要領の目標が達成されるような教育の提供を行う。
- ② 定員（想定）95名

市が想定する年齢別定員

3歳児	4歳児	5歳児
25名	35名	35名

(2) 保育所

- ① 保育指針の目標が達成されるような保育の提供を行う。
- ② 定員（想定）120名

市が想定する年齢別定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
12名	15名	18名	18名	28名	29名

(3) クラス編成

3～5歳児の共通利用時間においては、35人以下の子どもで構成される学級を編成し、各学級に担任及び副担任を置くこと。

3. 事業の内容

(1) 合同保育事業

就労に関わらずに子どもを受け入れ、共通時間（4時間）については、幼児教育・保育を一体的に提供する。

- ① 3歳から5歳のすべての児童について、幼児教育を行う。
- ② 幼稚園児（短時間児）、保育所児（長時間児）に区別なくクラス編成する。

(2) 地域における子育て支援事業

全ての子育て家庭に対して、子育て不安に対応した相談や親子の集いの場等を提供する。

- ① 事業の実施 専用の部屋で行うものとする。
- ② 既存の公立・私立子育て支援センターと連携をとること。
- ③ 地域活動事業（フリースペースなど）を実施すること。

(3) 食育・給食事業

給食を通じて、児童の健やかな食生活を培い、食育の推進を実施

- ① 保育所児については、給食は月曜から土曜日まで実施し、幼児（3歳以上児）に対して、主食（ごはん・パン）を提供すること。また、幼稚園児にも給食を提供すること。

※保育園児は3歳以上児の主食代のみ実費徴収し、幼稚園児は全額実費徴収する。

- ② 安全な食材を確保し、主食を含み、麺類、おかず、おやつについて、季節感のあるものを適時・適温にて提供すること。
- ③ 健康状態やアレルギー食等への特別な配慮を行い、アレルギー対応については除去食を行い、代替食で対応すること。
- ④ 給食は、施設職員により自園調理し提供するものとする。調理員の配置については、公立保育所と同様とすること。
- ⑤ 栄養士の配置については、調理員で、かつ栄養士の資格を有するものの配置を考慮すること。ただし、栄養士の配置が困難な場合は、他の事業所との栄養士をもって献立ができる体制をとること。

(4) 障がい児保育

障がい児の受け入れ、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮して指導する総合保育を実施する。

職員配置…障害児童の児童数に応じて、保育士を加配配置すること。

(5) 3歳児保育

市立幼稚園で実施している4・5歳児による保育に、3歳も加えた幼児教育を行う。

- ① 対象児童…保育に欠けない3歳児
- ② 3歳における集団生活の実践と発達段階に合わせた幼児教育の実施。

(6) 預かり保育事業（幼稚園）

- ① 対象児童…当該幼稚園の園児で、保護者の申請に基づき施設長が預かり保育を必要と認める園児
- ② 職員配置…預かり保育の利用児童数に応じて、必要な職員（幼稚園教諭または保育士）を2名以上配置すること。

③ 間食…対象児童に間食を提供すること。また、長期休業日に預かり保育を実施する園児に対しては、昼食の提供を行うこと。

④ 預かり保育料…預かり保育に係る費用を保護者から徴収することができる。

(7) 延長保育事業（保育所）

19時から21時までの延長保育の実施。

① 対象児童…日中から当該保育所で保育されている児童で、保護者の申請に基づき施設長が保育時間の延長を必要と認める児童

② 職員配置…延長保育の利用児童数に応じて、必要な保育士を2名以上配置すること
なお、内1名は常勤保育士とすること。

③ 間食 間食対象児童に間食提供すること。また、19時以降に降所する児童に対しては、特別な配慮を行うこと。

④ 延長保育料…法人が徴収し、事業経費に充当すること。

(8) 一時保育

保護者の就労等により家庭保育が一時的に困難になった乳幼児について、昼間において認定こども園で一時的に預かる。

① 対象児童…保育所を利用していない家庭の児童で、保護者の申請に基づき施設長が保育時間の延長を必要と認める児童

② 職員配置…一時保育の利用児童数に応じて、必要な保育士を2名以上配置すること
なお、内1名は常勤保育士とすること。

③ 一時保育料…法人が徴収し、事業経費に充当すること。

(9) 休日保育

① 対象児童…高石市内に住所を有し、保護者の就労等で家庭での保育が困難な就学前の児童。

② 職員配置…休日保育の利用児童数に応じて、必要な保育士を2名以上配置すること。
なお、内1名は常勤保育士とすること。

③ 休日保育料…法人が徴収し、事業経費に充当すること。

(10) 病児・病後児保育《体調不調型対応》

児童が保育中に発熱するなど体調不良になった場合、認定こども園の専用スペースにおいて看護師等が保育する。

① 対象児童…保育中に体調不良となった児童。

② 職員配置…看護師1名以上配置すること。

4. その他運営の内容

(1) 現在の保育所・幼稚園の名称を継承すること。

(2) 認定こども園の行事については、保護者も含めて幼稚園と保育所が協力して行うこと。

(3) 小学校及び中学校との連携事業を実施すること。

(4) 幼児教育・保育の向上につながる職員研修に積極的に参加すること。

(5) 幼児教育及び保育内容等情報を開示するなど、本市の幼保連携の推進に協力すること。

- (6) 教育関係機関及び児童福祉関係機関との連携・協力を努めること。
- (7) 地域に開かれた社会資源として、認定こども園に有する専門的機能を地域の子育て家庭のために活用すること。
- (8) 保護者・園児等の個人情報の取扱いには特に注意を払い、情報の流出が生じないよう対策を施すこと。
- (9) 事故が発生した場合は、状況に応じて、その原因、状況及びこれに対する処置を高石市・高石市教育委員会及び保護者に報告するとともに、責任を持って対処すること。
- (10) 緊急時・災害時の対応を事前に高石市・高石市教育委員会及び保護者に明確にすること。
- (11) 事業運営にあたり、地元自治会、周辺住民等と十分な意見調整を行うこと。
- (12) 公立幼稚園及び公立保育所との交流行事については、積極的に参加すること。
- (13) 今回認定こども園運営を行うこととなった場合、既設の保育所は廃止しないこと。
- (14) 制服・道具箱等個人用具については、現在使用のものを在園中は認めること。
- (15) 幼稚園教諭・保育士の年齢構成については、バランスも大事であるので、経験年数を有する職員を一定数配置するように努めること。（目途は3年以上経験者3分の1以上）
- (16) 健康診断は、公立保育所、幼稚園と同様に実施すること。
- (17) 保護者会は、現行どおりとする。法人は施設、備品の貸し出しに協力すること。また、保護者会が実施する行事等については誠意をもって対応すること。
- (18) 引継ぎについては、一年間かけて行うものとし、その実施にあたっては保護者の意見を聞くとともに、幼稚園・保育所と運営法人が連携し引継ぎを行うこと。引継ぎに係る経費については、市が負担する。
- (19) 保育料以外の特別徴収については、現在、公立で負担している以外の負担は原則として行わないこと。
- (20) 現に高石市において実施している保育内容を考慮し、運営をすること。また、移管後の保育の実施を検証するため、保護者、法人、高石市・高石市教育委員会で構成する協議会を設置すること。
- (21) 事業実施については、高石市・高石市教育委員会への報告及び高石市の立入り調査等について協力すること。
- (22) 保育所の休園日は、12月30日から1月4日と日曜日及び祝日とすること。
- (23) 保育所の保育士配置については、1歳児は、5：1とし、4歳児については、延長保育関連で2名配置とし、5歳児については、障害児加配をすること。
- (24) 看護師を正職で配置すること。
- (25) 保育所の定員弾力化の運用については、110パーセント程度の範囲で行うこと。
- (26) 福祉サービス第三者評価を定期的に受けること。
- (27) 高石市と締結する各契約事項等については、信義誠実の原則に基づいて履行すること。
- (28) その他の認定こども園の事業内容については、高石市・高石市教育委員会と協議すること。

5. 保育料等

- (1) 保育園児については、高石市保育所徴収金額の保育料に準拠して定めること。
- (2) 幼稚園児については、近隣の私立幼稚園保育料等との均衡を図ること。
- (3) 保育料・その他納付金・徴収金については、家計に与える影響を考慮することとし、高石市・高石市教育委員会と協議する。
- (4) 認定こども園の幼稚園に入園する児童で、旧市立取石幼稚園区園児については、平成23年度から3年間、入園料、保育料等について、別途、高石市教育委員会と協議する。

6. 運営経費

(1) 保育所部分

- ① 保育所運営費（児童福祉法第51条第4号に規定する費用（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項の規定を適用する。）
- ② 市が定める各種事業費補助
- ③ 保育料及び保護者が負担するその他園納付金等

(2) 幼稚園部分

- ① 大阪府及び国の経常費補助及び各種補助
- ② 高石市私立幼稚園就園奨励費補助
- ③ 保育料及び保護者が負担するその他園納付金等

7. 保護者との連携

認定こども園の運営にあたり、法人は保護者との意思疎通を図り、質問・要望には責任を持って対応すること。